

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 (令和3年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年12月3日
(2)事業者の氏名又は名称	相吉 一男
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区 (営業所) 東京都足立区
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項
(6)違反行為の概要	令和3年9月30日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年12月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年12月7日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社ふるさと交通(法人番号2060001007904) 代表者 横田 信一
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県宇都宮市中岡本町3247-33 (本社営業所) 栃木県宇都宮市中岡本町3247-33
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)違反行為の概要	令和3年3月26日及び同年4月13日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
〈令和3年12月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年12月7日
(2)事業者の氏名又は名称	すばる交通株式会社(法人番号3011801033894) 代表者 森 崇
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区入谷7-14-15 (第一営業所) 東京都足立区入谷7-14-15
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年10月28日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年12月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年12月14日
(2)事業者の氏名又は名称	美玉交通有限会社(法人番号7012702001805) 代表者 真鍋 禪
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都小平市大沼町1-25-20 (本社営業所) 東京都小平市大沼町1-25-20
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
(5)主な違反事項	道路運送車両法第58条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年6月28日、無車検運行があった旨の情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
〈令和3年12月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年12月24日
(2)事業者の氏名又は名称	錦生・友喜タクシー有限公司(法人番号4090002008277) 代表者 小野 浩明
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県笛吹市御坂町栗合112-2 (本社営業所) 山梨県笛吹市御坂町栗合112-2
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年10月4日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点